

論文審査の結果の要旨

氏名：藤田 純一

専攻分野の名称：博士（芸術学）

論文題名：「エディソンのキネトスコープ／キネトグラフ開発過程の一次資料に基づく研究—エディソンが映画に求めたもの」

審査委員：（主査）教授 古賀 太

（副査）教授 村山 匡一郎 名誉教授 八木 信忠

講師 岩本 憲児 早稲田大学教授 小松 弘

本論文は、映画の創始者の一人として知られるトーマス＝アルヴァ・エディソンが、どのようなビジョンのもとに、どのような技術を用いて映画を発明するに至ったかを当時の一次資料を用いて具体的に解明したものである。これまで、最初の覗き見式の動く映像装置＝キネトスコープは、エディソンの弟子ウィリアム・ディクソンが実際の発明者という考えが長い間広がっていた。これは1961年、ゴードン・ヘンドリックスが『エディソン映画の神話』The Edison Motion Picture Myth を刊行して以来、エディソンがすべてを発明したという「エディソン神話」を破壊し、キネトスコープの発明がディクソンに帰すると論述したからである。

本論文は、このように半世紀にわたって定着したエディソンの「敵役」的イメージに対して、再検討を迫るものである。その手段として近年インターネット上に公開されている「エディソン・ペーパー」Edison Paper の中から特許保護願 caveat を中心に読み解くことで、エディソンのオリジナリティを具体的に示している。

序論では、エディソンの映画分野における最初の発明である、覗き見式キネトスコープの開発過程を検討するという本論文の目的が述べられている。エディソンの研究所に残されていた当時の一次資料に基づく先行研究はいくつか挙げることができるが、それらの資料に書かれた技術的な記述や、キネトスコープを発明したエディソンの当初からのアイデアについては十分な考察がなされてこなかった。このことに筆者は注意を向けている。

第1章では、エディソン自身がキネトスコープ発明の原点について述べた文章に着目している。1894年の記事に添えられた序文においてエディソンは、キネトスコープの特徴は、フォノグラフ（蓄音機）と連動させ、映像と音声を同期させることであると述べており、馬の連続写真撮影に成功したエドワード・マイブリッジと、一枚の固定乾板上に運動の位相を写し留める、クロノフォトグラフィの技術を確立したエティエンヌ＝ジュール・マレーの技法が、その発想の源となったことを述べている。

さらに、1925年のある論文に掲載された手紙において、マイブリッジやマレーの技法は運動の分析に主眼が置かれているのに対して、キネトスコープは当初から娯楽に活用することを意図していたと語っており、本論文ではエディソンのこの言葉に注目した。

第2章では、1888年から1889年にかけて書かれた、実験段階のアイデアを記した文書である特許保護願の内容を検討した。最初の保護願である保護願110号において既に、映像と音声を同期させることによって、オペラを再現するという内容が書かれていることから、1888年の開発初期の段階から、エディソンはキネトスコープを娯楽用の装置として想定していたことが分かる。

また、先行研究において十分な検討が成されていないと思われる、3件目の保護願116号の重要性を強調している。この保護願116号では、ライデン瓶を用いた回路によって一瞬の放電の光を発生させ、その光を用いて撮影するというユニークな方法が提案されたことが筆者によって詳細に示されている。

第3章は、本論文の中核をなすものである。第2章における分析に基づき、シリンダー式装置を前提として書かれた最初の3件の保護願と、ロール・フィルム式として書かれた最後の保護願の関連性

について述べ、シリンダーで撮影された『モンキーシャインズ』の撮影時期と、ロール・フィルムを採用した過程を考察している。エディソンと彼の従業員は 1900 年の裁判において、この映像が撮影されたのはエディソンがパリへ旅行する前、すなわち 1889 年 8 月以前であり、放電の光を利用して撮影したと述べている。これは、保護願 116 号が書かれた時期と撮影方法が一致しており、ライデン瓶が写真撮影で用いられた例があることから、『モンキーシャインズ』の撮影は 1889 年 8 月以前にライデン瓶を使って行われたと筆者は推測する。

さらに、裁判証言から、エディソンはパリ旅行以前の段階で、イーストマン社からロール・フィルムを入手していたと考えられることが示される。つまり、パリでマレーに会う前にロール・フィルムを考えていたこととなる。『モンキーシャインズ』におけるライデン瓶の使用と、パリ旅行以前のロール・フィルムの入手は、いずれもエディソンのオリジナリティを証明する重要な事実であり、この事実への言及が本論文の中核をなしている。

第 4 章では、エディソンがキネトスコープを発想した年であると述べた 1887 年から、初めて一般に公開された 1894 年までの商品化への道のりが整理されている。ディクソンは実際の開発に従事した者としてはよく知られているが、就労記録等を検討した結果、機械の設計や電気関係の仕事が研究所の主要なメンバーによって分担されていることを明らかにしている。また、未発見資料である、キネトスコープの実験ノートについても検討しているが、裁判証言から、ディクソンが個人的に持ち出しており、紛失している可能性があるとして述べている。

以上の成果から、エディソンはキネトスコープを発想した当初から、娯楽用の製品として位置付けており、そのための具体的に試行錯誤を繰り返していたことがわかる。また、先行研究において、エディソン側の裁判証言は虚偽であるとされる場合があるが、『モンキーシャインズ』の撮影に関する議論から、彼らの証言は十分に信頼に値するものであり、この裁判証言の記録はより積極的に用いられるべきであると結論付けている。

この研究は 1) エディソン・ペーパーという一次資料を精査したこと、2) キネトスコープ開発直前の時期の「特許保護願」の内容に絞って詳細に論じたこと、3) ゴードン・ヘンドリックス、チャールズ・マッサー、ポール・スピアーの先行研究に欠けていた技術的側面を重視したことなどにより、エディソンの映画における役割について新たな見方を導入したものであるといえる。

丹念な資料調査と選択、エディソンの手書き文書やメモの類まで解読してゆく手法は、研究者として極めて手堅いものである。文章も平易で読みやすく、参照した文献・文書・図版資料も出典が明記されており、論文としても堅実である。

エディソンのキネトスコープに対する射程が今日の映画を想像させるほど大きかったことを、この論文は地道な資料の探索から導き出している。このような問題を提起した論文は、国内はもとより海外にもないと思われる。

しかしながら、ネット上に公開されているエディソン・ペーパーを一次資料としている点に関しては、マイクロフィルムをも合わせて精査すべきではなかったかという懸念が残る。またディクソンに対する反論が主ならば、論文の中でディクソンの位置をもっとはっきりさせた方がよかったと思われる。ライデン瓶使用に関しては、技術的な疑問も出てくるが、これに関しては最終的には筆者が物理的実験において実証すべきものであろう。

以上、いくつかの課題は今後の研究に残されるが、筆者は特許保護願を丁寧に読み解き、それを日本語化し、キネトスコープの発明過程を検証することで、古典となったゴードン・ヘンドリックスの論文に反論し、エディソンの映画の発明に果たした役割の大きさを改めて新たに示している。

よって本論文は、博士（芸術学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成 26 年 1 月 30 日